

八王子市 WEB サイトバナー広告表現ガイドライン

平成 19 年 7 月 15 日施行

（目的）

第 1 条 八王子市 WEB サイトに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』及び『八王子市 WEB サイト広告掲載取扱い基準』に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

（禁止表現）

第 2 条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- （1）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- （2）アラートマーク（警告表示）
- （3）ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- （4）テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- （5）プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（GIF アニメ）

第 3 条 GIF アニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- （1）コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- （2）画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を 2 秒以上とする。
- （3）その他画面が点滅するものは、点滅間隔を 40 / 100 秒以上とする

（市 WEB サイトとの区別）

第 4 条 次の表現については、利用者が市 WEB サイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- （1）市 WEB サイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- （2）「子育てのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が八王子市の事業であると錯誤しやすいもの

（色調）

第 5 条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第 6 条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

本ガイドラインは、平成 19 年 7 月 15 日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のとおりとする。